



貝塚市

総合政策部 魅力づくり推進課
広報・シティプロモーション担当
藤木・遠藤
TEL:072-433-7059
FAX:072-433-7233

都市計画税に関する課税誤りについて

このたび、本市課税課において、都市計画税に関する課税誤りが判明したことをご報告いたします。詳細については下記のとおりです。

記

1 事案の経過

令和7年度当初課税にあたり、課税客体の評価内容を点検したところ、市街化調整区域内の土地に対し、市街化区域内にあるものとして評価している土地を1筆発見しました。

また、同様の誤りがないか調査したところ、他に11筆あることが判明しました。

さらに、当該地番上にある家屋について併せて確認したところ、5棟について同じ課税誤りが判明しました。

課税誤りとなっていた期間は、1番古いもので昭和56年度からの43年間で、還付対象件数は、当時の納税義務者を含め15件になります。

該当する納税義務者に対し、訪問、または文書にて説明と謝罪を行い、最長で過去20年分の本税相当額に還付加算金等を合わせた金額の還付手続きを進めております。本税及び還付加算金等の総額は約2,420,000円となっております。

また、市街化区域内の課税客体において、市街化調整区域外と誤認し都市計画税が課税されていない物件については現在調査中であり、確定次第、早急に納税義務者に説明のうえ是正してまいります。

2 課税誤りが発生した原因

今回の課税誤りは、課税データの入力時に都市計画図を確認しながら、市街化区域であるか、市街化調整区域であるかを判断する際、誤って間違った区分を当時の課税時に入力したことが原因と考えております。

3 今後の防止策

同様の事例が発生しないよう、ダブルチェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。

問合せ先 総務部課税課
Tel 072-433-7255
担当：寺戸、田中